

# 令和 6 年度 仕 様 書 町 単

	課 長	副 課 長	係 長	合 議	改 算	担 当
物 件 名	令和6年度水道メーター購入					
納 入 場 所	美里町大字広木973番地1					
変 更 物 品 購 入 の 大 要						
物 品 購 入 の 大 要	水道メーター購入 13mm ネジ N=920個 20mm ネジ N=90個 25mm ネジ N=5個 30mm ネジ N=3個 50mm フランジ N=3個					
変 更 理 由						

地 区			
適 用 年 月			
購 入		当 初 金 額	変 更 金 額
	物品購入価格		
	消費税相当額		
	合計		
	増減額		

美里町





# 令和6年度水道メーター購入特記仕様書

## 第1条 目的

本仕様書は、美里町上下水道事業（以下「発注者」という。）が購入し、水道メーターの納入者（以下「受注者」という。）が納入する水道メーターの基準その他必要事項を定めることを目的とする。

## 第2条 適用法令及び適用規格

受注者が納入するメーターは、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等に適合するものでなければならない。

### （1）計量法関係

- ①計量法（平成4年法律第51号）
- ②計量法施行令（平成5年政令第329号）
- ③計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）
- ④特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）
- ⑤指定製造事業者の指定等に関する省令（平成9年厚生省令第14条）

### （2）水道法関係

- ①水道法（昭和32年法律第177号）
- ②水道法施行令（昭和32年政令第336号）
- ③水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）
- ④給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）

### （3）日本工業規格

- ①JIS B 8570-1 水道メーター及び温水メーター 第1部（一般仕様）
- ②JIS B 8570-2 水道メーター及び温水メーター 第2部（特定計量器仕様）

## 第3条 メーターの仕様

### （1）メーター種類等

	口径	構造	表示	接続	個数
1	φ13	接線流羽根車式	直読式（4桁表示）	ネジ	920
2	φ20	接線流羽根車式	直読式（4桁表示）	ネジ	90
3	φ25	接線流羽根車式	直読式（4桁表示）	ネジ	5
4	φ30	接線流羽根車式	直読式（5桁表示）	ネジ	3
5	φ50	たて型軸流羽根車式	直読式（6桁表示）	フランジ	3

(2) 表示及び色相

- ①水道メーターの表示部は回転しないものとする。
- ②水道メーターの本体及び蓋に指示する番号を打刻すること。
- ③水道メーターの蓋は、日本塗装工業会色票番号 A25-75C とする。

第4条 納品及び検査

- (1) 納品は、発注者の指定する場所に、口径ごとの番号順に納入すること。
- (2) 納期については、令和6年8月30日(金)までとする。
- (2) 発注者は、納品時に「水道メーター器差成績表」を1部提出すること。

第5条 その他

この仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。